

文学を通じた日本遺産普及啓発事業 仕様書

本仕様書は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「文学を通じた日本遺産普及啓発事業」を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 事業概要

(1) 事業名称

文学を通じた日本遺産普及啓発事業

(2) 目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の認定により、那須野が原（那須塩原市、大田原市、矢板市、那須町）への注目度が高まっている。

文学を活用した普及啓発事業を実施することにより、認定されたストーリーを幅広い層に PR し、日本遺産への理解を深め、郷土愛とシビックプライドを高めることにつなげ、日本遺産を地域で支える人材の育成に資することを目的とする。

併せて、ストーリーの将来的なコンテンツ化を図ることで、観光振興や地域活性化につなげる。

(3) 事業項目

- ①小説の募集
- ②PR サイトの制作
- ③物語作成ワークショップの実施

(4) 履行期間

契約の翌日から令和 2 年 3 月 13 日まで

2 業務内容

委託業務の範囲は以下のとおりとする。

なお、業務の実施に当たっては、以下の業務内容を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は乙が自らのノウハウを最大限活用して実施するものとする。また、国庫補助事業の公益性を認識し、適切な配慮を行うこと。

(1) 小説の募集

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」が舞台となる小説の公募コンテストを実施・運営する。

①スケジュール

コンテストの実施スケジュールおよび実施詳細については、乙が契約締結後速やかに実施計画書を甲に提出する。

②その他

- ア コンテストの選考は甲乙で行うものとする。
- イ 応募された作品の著作権は応募者に帰属するものとする。
- ウ 応募作品を日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」のプロモー

ション目的以外で利用する場合は、応募者に事前に連絡し許可を取るものとする。

エ 応募者への窓口は乙が行うものとする。

オ 乙は本コンテスト内の作品を書籍化・映像化等のコンテンツ化検討を行うものとする。

(2) PR サイトの制作

業務内容(1)および日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」を PR する web サイトを制作し、公開する。

①公開期間

Web サイトの公開は乙にて行うものとする。期間は公開日より1年間とし、以後の公開に関しては甲乙協議の上決定する。

②成果物

乙は甲に成果物として、web サイト(ソースコード)及びデザインデータを電子媒体にて納入するものとする。

(3) 物語作成ワークショップの実施

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」がストーリーで構成されていることを理解してもらうと同時に、受講対象者にもストーリーを自分で作れることを体験してもらうワークショップを実施する。

①スケジュール

実施期間は最大13校とする。

実施スケジュールおよび受講対象者に関しては甲乙協議の上、別途定めるものとする。

②講師及び教材

ワークショップにおける講師の手配及び必要になる教材の手配は乙が行うものとする。

(4) 事業報告書の作成

本事業の実施結果について、事業報告書に取りまとめる。

3 提案上限額

4,320,000 円

本事業の実施に必要な経費

上記に係る消費税及び地方消費税を含む。

4 納品物

ア 事業報告書(印刷物1部及び電子データ)

イ web サイト(ソースコード)及びデザインデータ(電子データ)

ウ 小説の募集に関する告知用デザインデータ(電子データ)

5 その他

(1) 乙は契約締結後、すみやかに事業計画書を提出すること。

(2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定例的な打合せを行うこと。また、受託者は打合せ記録簿を作成すること。

- (3) 乙が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、那須塩原市個人情報保護条例（平成 20 年条例第 32 号）那須塩原市個人情報保護条例施行規則（平成 20 年規則第 54 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (4) 乙は、本委託業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物は、甲が自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページへの記載等）できるものとし、成果物の二次利用に関して、甲にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 乙は、乙が甲に納品したデザインを含む一切の成果物について、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害してはいけない。侵害した場合には、乙は、その損害に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲から提供があったデータについては、この限りではない。
- (7) 乙は本事業の一部を事前に甲の承諾を得た上で第三者に委託できるものとする。
- (8) 甲は本事業において乙から協力を求められた際は可能な範囲での協力を行うものとする。
- (9) この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、甲と乙で別途協議する。

6 支払条件

業務完了後の一括払とする。